

令和3年1月18日

保護者 様

名古屋市立神丘中学校長
水 野 康 孝

校則の改正について

日頃は本校教育にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

さて、今年度、持ち物軽減やTPOを踏まえた衣服着用の観点から、通学用靴と靴下に関する校則について検討を進めてきました。また、2学期には保護者、生徒の皆さんにアンケートのご協力をいただき、様々な意見をいただきました。ご協力ありがとうございます。それらの意見も踏まえ、来年度より、以下のように校則を改正します。ご承知ください。

記

(1) 施行開始 令和3年4月1日(木)より

(2) 改正内容

① 通学用靴

- ・ 運動靴とする。(マジックテープ付きも可)
- ・ 色の指定はしない。

② 靴下

- ・ 色は、白・黒・紺・グレーのいずれかとする。
- ・ 長さは、くるぶしが見えない長さとする。
- ・ 単色(無地)を基調とし、ワンポイント・ラインは可とする。

(3) その他

- ・ 既存の運動靴や靴下をそのまま使用してもかまいません。
- ・ 新規で購入される場合、運動靴については体育の授業や学校行事でも活用することを想定してご用意ください。
- ・ 雨の日は、長靴を使用してもかまいません。